

給水装置の統合・分割

これまで給水装置の統合・分割は認めていませんでしたが、今後は以下のとおり取り扱うこととしました。

したがって加入金の取扱についても、統合・分割それぞれつぎのとおりです。

1 給水装置の統合

既設の2個以上の給水装置を、1個の給水装置に統合することをいいます。ただし、統合は下記の条件によります。

- (1) 別紙「給水装置統合申請書」を提出すること。
- (2) 給水装置の所有者を異にする場合、統合できない（所有者変更届等により、同一所有者となったときは統合可能）。
- (3) 効用上一体として利用されている土地の給水装置は、統合可能とする。ただし、道路等により区分されている場合は、統合できない。
- (4) 既設給水装置の撤去（統合により必要なくなる給水取出管は、配水管と切り離し撤去する）。
- (5) 水栓番号は、首位の番号とする（もっとも小さい番号）。
- (6) 加入金は、旧口径の加入金の合計額と新口径の加入金の差額とする。この場合、加入金の**残余分**が発生した場合、**還付しない**。
- (7) 既設の水栓番号を権利として残す場合についても、それぞれ改造申請が必要となる。

加入金の計算例

□ 既存の加入金

$$\phi 20 (187,000) + \phi 20 (187,000) = (374,000)$$

改造後に必要とする加入金

$$\phi 25 (330,000)$$

差し引き後の加入金の余剰分

$$374,000 - 330,000 = 44,000 \text{円}$$

余剰分の44,000円は**還付しない**。

□ 既存の加入金

$$\phi 20 (187,000) + \phi 20 (187,000) = (374,000)$$

改造後に必要とする加入金

$$\phi 30 (528,000)$$

差し引き後の加入金の不足分

$$374,000 - 528,000 = -154,000 \text{円}$$

不足の加入金差額154,000円を**請求する**。

2 給水装置の分割

既設の1個の給水装置を、2個以上の給水装置に分割することをいいます。ただし、分割は下記の条件によります。

- (1) 別紙「給水装置分割申請書」を提出すること。
- (2) 効用上一体として利用されている土地の給水装置は分割可能とする。ただし、道路等により区分されている場合は、分割できない。
- (3) 既設給水装置の撤去。給水装置の新設。
- (4) 水栓番号は、一個は変更前を使用。他は新規の水栓番号とする。
- (5) 加入金は旧口径の加入金と、新口径の加入金合計額の差額とする。この場合、加入金の**残余分**が発生した場合、**還付しない**。
- (6) 分割後に加入金の残余分が発生している場合において、新規の水栓番号を設けて権利として残すことはできない。

加入金の計算例

□ 既存の加入金

φ30 (528,000)

改造後に必要とする加入金

φ13 (77,000) × 5個 = 385,000

差し引き後の加入金の余剰分

528,000 - 385,000 = 143,000円

余剰分の143,000円は還付しない。

□ 既存の加入金

φ30 (528,000)

改造後に必要とする加入金

φ13 (77,000) × 7個 = 539,000

差し引き後の加入金の不足分

528,000 - 539,000 = -11,000円

不足の加入金差額11,000円を請求する。

統合
給水装置 申請書
分割

豊川市長 殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称
(所有者) 〒
住 所
代表者氏名
TEL

豊川市水道加入金取扱細則第8項の規定の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

| 水 栓 番 号 | 変更前口径 | 変更後口径 | 所 有 者 | 申 請 原 因 |
|---------|-------|-------|-------|---------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 1 統合の場合、変更前の加入金の合計金額と変更後の加入金の差額とする。ただし、残余分は還付しない。
- 2 分割の場合、変更前の加入金額と変更後の加入金の合計額の差額とする。ただし、残余分は還付しない。
- 3 統合・分割は、既設給水装置を撤去及び給水装置の新設が条件。